

宮城県復興まちづくり通信

Vol. 2

平成 24 年 6 月発行

宮城県土木部復興まちづくり推進室



トピック

1. JR仙石線、常磐線の早期復旧に向けて、関係市町・県とJRが覚書を結びました。

◇仙石線復旧で東松島市とJRが覚書を締結

4月23日、東松島市とJR東日本は、仙石線陸前大塚～小野間の復旧に関する覚書を締結しました。内容は、JRが所有する現ルート（約6.4km）の一部と、市が取得する新ルート（約3.5km）の用地を両者間で売買し、線路と交差する道路については基本的に立体交差するとしています。

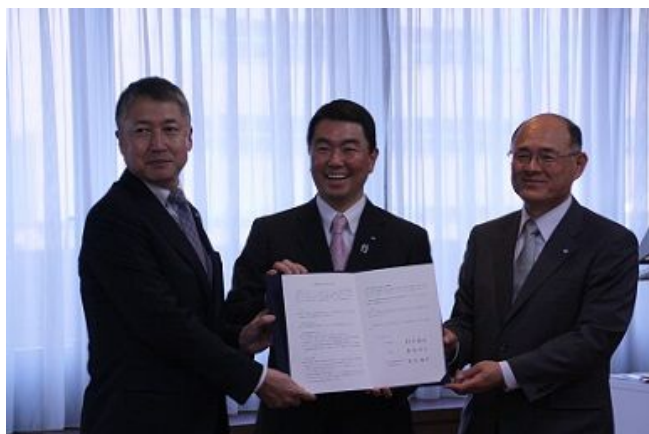
JRの移設計画によると、新ルートは、現ルートより500mほど内陸の高台に移設し、区間内には東名、野蒜の2駅を設置することとしています。今後、詳細なルートを確認した上で、市が土地区画整理事業により用地を造成し、JRが施工することとなります。JRは、3年半後を目処に運転再開を目指すとしています。



◇常磐線では、山元町、宮城県とJRが覚書を締結

5月7日、山元町、宮城県とJR東日本は、常磐線の復旧に関する覚書を締結しました。JRの計画によると、現在不通になっている区間うち、浜吉田駅（亶理町）～駒ヶ嶺駅（福島県新地町）間の約14.1kmを内陸部に移設することとしています。

今回の覚書は、内陸移設に伴う新ルートの用地確保について、町及び県が支援・協力するとともに、被災した現ルートは県道及び町道として整備するものであります。また、線路の内陸移設に合わせ、山下、坂元駅も移設になり、その用地については、町が施行する土地区画整理事業により、確保することとしています。道路や河川が交差する箇所は、立体交差とすることも検討しています。JRは、着工から3年以内の運転再開を目指すとしています。



復旧事業計画図



2. 住宅再建に係る各市町の独自支援について。

下記に挙げた掲載内容は、すでに要綱が出来実施されているもの及び住民説明において具体的に説明されて近日実施が開始されるもののみです。現在、市町で検討中のものについては、除かせていただいています。

被災者の住宅再建に係る市町の独自支援策（平成24年6月現在）

住宅再建手法	独自支援策	実施市町	内容
災害危険区域から移転再建	防集事業の土地賃料の減免	仙台市	被災前後の土地価格の差額＋流失建物等の移転補償費相当額の合計か、設定区分に応じた上限額（移転先が市街化区域1千万円、市街化調整区域8百万円）のいずれか低い額に相当する機関の借地料 50年上限
	移転再建済み者等への支援	仙台市	移転費等補助 78万円上限 土地購入費＋住宅建設費 708万円上限 住宅建築費のみ 444万円上限
	町指定の「住宅団地」へ移転する場合の土地取得及び住宅建築費補助	山元町	150万円上限
災害危険区域外の浸水区域内から移転再建	移転費、従前建物除却費等補助	仙台市	78万円上限 農家等5戸以上集団移転を除き、市街化区域への移転が条件（10年間の時限措置）
	住宅建設資金利子補給	仙台市	土地購入費＋住宅建設費 708万円上限 住宅建築費のみ 444万円上限
	町指定の「住宅団地」へ移転する場合の土地取得及び住宅建築費補助	山元町	150万円上限 （浸水区域内の限定なし）
災害危険区域外の浸水区域内で現地再建	宅地の嵩上げ費用補助	塩竈市	事業費の1/2（20万円上限）
		仙台市	460万円上限（10年間の時限措置） 住宅の基礎嵩上げも対象
		名取市	事業費の1/2（宅地嵩上げは100万円上限、住宅基礎嵩上げは250万円上限）
		亘理町	事業費の1/2（100万円上限） 住宅の基礎嵩上げも対象
		山元町	事業費の1/2（100万円上限） 住宅の基礎嵩上げも対象 災害危険区域（第2種、第3種）に居住していた世帯を対象

その他の独自支援策

半壊以上の被災住民及び町外転入者の自宅新築、購入に対する補助	松島町	住宅取得価格の10%（町内建築業者利用：上限100万円、町外建築業者利用：上限50万円）
大規模被災宅地復旧支援事業	利府町	被災宅地の復旧工事費の1/6（100万円上限）
被災宅地等に係る復旧工事費助成金	仙台市	擁壁再築工事、整地工事等に要する工事費のうち100万円を控除した額の90%を助成（1,000万円上限）
	白石市	擁壁撤去・再設置、法面、宅地亀裂等の修繕で30万円以上の工事の場合、工事費の10%（上限30万円）
被災住宅に係る復旧工事費助成	蔵王町	被災した住宅・外構の修繕工事のうち、10万円を控除した額の1/2を助成（上限10万円）
	川崎町	被災した住宅及び付随する設備の補修工事費の20%（上限10万円）
	女川町	屋根、内装、外壁、門・塀などの外構、電気給排水設備、擁壁・石垣等の修繕工事費の1/2（上限10万円）

※その他、被災家屋一部補修、応急修理補助（気仙沼市、女川町、利府町、多賀城市等）も有り

3. 復興整備計画協議会の開催状況(5月分)。

気仙沼市、東松島市、岩沼市の3市は、5月22日に復興整備協議会会議を開催し、復興整備計画について協議を進め、気仙沼市は5月25日、東松島市及び岩沼市は5月30日に下記の復興整備事業に関する復興整備計画を公表しました。

気仙沼市 http://www.city.kesenuma.lg.jp/www/contents/1337757972157/index.html		面積等	特例等
集団移転促進事業	防災集団移転促進事業(大沢地区)	3.4ha	農地転用等
集団移転促進事業	防災集団移転促進事業(舞根2地区)	2.1ha	地域森林計画
集団移転促進事業	防災集団移転促進事業(階上長磯浜地区)	4.2ha	農地転用
集団移転促進事業	防災集団移転促進事業(登米沢地区)	0.3ha	農地転用
集団移転促進事業	防災集団移転促進事業(小泉町地区)	6.2ha	地域森林計画

東松島市 http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kakuka/fukkou/toshi/seibikyougikai/index.html		面積等	特例等
市街地開発事業	野蒜北部丘陵地区土地区画整理事業	91.2ha	農地転用等

岩沼市 http://www.city.iwanuma.miyagi.jp/kakuka/kurasi/seikatu/matidukuri/fukkouseibi.html		面積等	特例等
集団移転促進事業	防災集団移転促進事業(玉浦西地区)	15.5ha	開発許可
その他施設の整備に関する事業	災害公営住宅整備事業(玉浦西地区)	4.5ha	開発許可

◇各地域の動き

◇石巻圏域

～東松島市が、住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金の支給を始めました。～

東松島市は、震災により居住していた住宅に被害を受け、その住宅ローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年分の利子相当額を補助することとしており、県が行っている二重ローン対策補助金を受け、一定の要件を満たす方に対し、最大で50万円の補助金を支給するとしています。

詳細は、下記ホームページをご覧ください。

URL:<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/>

◇仙台圏域

～岩沼市が、メガソーラー事業の民間事業者を募集しました。～

岩沼市は、東日本大震災からの復興にあたり、再生可能エネルギーの導入を大きな柱として掲げており、また復興計画の取り組みを中心とする提案が、国の新成長戦略の一つでもある「環境未来都市」としての認定を受けています。

今般、未来に向けた新しいまちづくりに際し、被災した土地を活用したエネルギー体制の確保や雇用の創出等、当市の復興プロジェクトの具現化を目指すため、メガソーラーの事業主体となる民間事業者を募集しました。

詳細は、下記ホームページをご覧ください。

URL:<http://www.city.iwanuma.miyagi.jp/kakuka/011000/mega.html>

～岩沼市が、公園植栽事業への災害廃棄物活用について実証実験を行っています。～

岩沼市は、5月26日に市空港南公園において植樹祭を開催し、市民ら1000人が均等に切った流木を敷いて、人工的に造った丘にヤマザクラなど20種約6000本の苗木を植えました。

人工丘の広さは約200㎡、高さ約4mで、基礎には家屋の解体等で発生したコンクリート片を破砕したものを活用し、その上に津波堆積土や流木を重ね合わせて造りました。今後、5年間程追跡調査を行い、①植物の生育状況、②盛土の沈下状況、③盛土からのメタンガス発生状況などを調べることとしています。



◇県からのお知らせ

1. 「金融機関向け防災集団移転促進事業説明会」を開催しました。

県内では、現在、12の市町で防災集団移転促進事業の実施が計画されていますが、今後各市町において行われる被災宅地の買い取りが円滑に行われ、被災者の生活再建・住宅再建に支障が出ることをないよう、各種問題解決に向けて財務局・各金融機関・被災市町・県等の関係機関において相互に問題意識を共有し、復興を進めていくことを目的に「金融機関向け防災集団移転促進事業説明会」を5月14日に開催しました。

当日は、先駆的な事例として、住宅金融支援機構から買い取り対象となる被災宅地の抵当権の解除方法等について、現在の検討状況の紹介がありました。また、関係金融機関からは、移転希望者数、移転促進区域及び抵当権の既設定状況についての情報提供や、各機関における抵当権抹消手続きの統一化等について、質問や要望がありました。

2. みやぎ復興住宅整備推進会議を設置し、第1回会議を開催しました。

東日本大震災からの復興を機に、新たな時代を切り開く住宅・まちづくりを進めるためには、これまでにない発想や工夫が求められており、住宅・まちづくりに携わる関係者の知恵を最大限に結集する必要があります。

こうしたことから、県では、関係機関・団体等が住宅・まちづくりに関する情報の交換・共有を図るとともに、県民や全国に対し先進的で魅力あるみやぎの住宅・まちづくりに関する情報発信をするための会議を設置し、6月8日に第1回会議を開催しました。



詳細は、下記ホームページをご覧ください。

URL:http://www.pref.miyagi.jp/fukujuu/miyagisuishin_gai1.htm

○問い合わせ先 宮城県土木部復興まちづくり推進室
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
TEL.022(211)3207 FAX.022(211)3295
e-mail: fukumachi@pref.miyagi.jp
ホームページ: <http://www.pref.miyagi.jp/fukumachi/>

